

社団法人 大学英語教育学会 内 規

本『社団法人大学英語教育学会内規』（以下、『内規』）は同『社団法人大学英語教育学会細則』（以下、『細則』）第 41 条により定められたものである。

第 1 章 組織：支部運営

（支部運営内規）

第 1 条 本支部運営内規は、社団法人大学英語教育学会細則第 3 条第 2 項に基づき、支部の運営に必要な事柄を定めるものとする。

（支部数）

第 2 条 本会の支部は、北海道支部、東北支部、関東支部、中部支部、関西支部、中国・四国支部、九州・沖縄支部の 7 支部とする。

（目的）

第 3 条 支部は、大学英語教育及び関連分野の理論と実践に関する研究と活動を通じて、大学英語教育の充実発展を図り、あわせて当該地区における会員相互の交流を深めることを目的とする。

（事業）

第 4 条 前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

（会員）

第 5 条 支部の会員は、社団法人大学英語教育学会会員で、原則として当該地区に勤務または居住する者とする。

（支部役員）

第 6 条 支部に次の支部役員を置く。

- (1) 支部長 1 名、なお、定款第 12 条第 2 項のとおり、支部長は理事とする。
- (2) 副支部長 1 から 2 名を置く。
- (3) 支部幹事 若干名（支部事務局幹事を含む）
- (4) 支部研究企画委員 若干名

（支部役員の仕事）

第 7 条 支部役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 支部長は支部を代表し、必要に応じて支部役員会を招集し、これを主宰する。

- (2) 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故があるとき又は支部長が欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。
- (3) 支部幹事は支部の事務を総括し、本部や他支部との連絡、その他の事務を行う。
- (4) 支部研究企画委員は支部長、支部幹事を助け、支部運営上の諸問題を処理する。
- (5) なお、当該支部が必要と認める役員を置いた場合には、当該役員はその行うべき任務を遂行する。

(支部役員の選出)

第8条 支部役員の選出は次の通りとする。

- (1) 支部長は、支部役員会が推薦し、支部総会で選出する。
- (2) 支部幹事及び研究企画委員は、支部役員会が推薦し、支部総会の承認を得るものとする。

(支部役員会・支部委員会)

第9条 支部長、副支部長、支部幹事、支部研究企画委員、及び支部選出の役員をもって支部役員会を構成する。

2. 支部役員会は支部運営上の諸問題について審議する。
3. 各支部は支部運営上の各種委員会を置くことができる。

(支部総会)

第10条 支部は毎年1回支部総会を開くものとする。また、必要に応じて、随時開くことができる。

2. 支部総会における議決は支部会員の過半数の賛成を必要とする。

(経費)

第11条 支部の経費は、本部より配付される。毎月本部に対しその収支報告をしなければならない。

(支部事務局)

第12条 支部は支部事務局を支部幹事等の勤務大学等に置くことができる。

(支部運営要領)

第13条 この他必要に応じて各支部の支部運営要領を定めることができる。

第2章 会長選挙

(会長選挙内規)

第14条 本会長選挙内規は『細則』第8条を実施するにあたり、定めたものである。

(選挙権・被選挙権)

第 15 条 選挙における選挙権及び被選挙権は、改選前年度の 8 月末日に登録された一般会員が有する。ただし、改選時に任期 3 期終了を迎える会長には被選挙権はない。また、満年齢 69 歳以上の者には被選挙権はない。

(候補者リストの作成)

第 16 条 『定款』第 15 条第 2 項に定められた会長候補者は理事会において決定される。その手順を次のように定める。

- (1) 会長候補者推薦委員会(推薦委員会)を設置する。推薦委員会は本部正・副代表幹事をもって構成する。
- (2) 推薦委員会の業務は、会長候補者リスト作成終了までとする。
- (3) 推薦投票は、改選前年度の 9 月に開催される理事会に出席した理事により行なわれる。ただし、欠席する理事については事前の郵送による投票を認める。
- (4) 投票は記述方式とする。
- (5) 開票は、推薦委員により投票後直ちに行われ、理事会に報告される。
- (6) 開票に際し、疑義が生じた票の取り扱いについては、推薦委員会に一任する。
- (7) 推薦委員会は直ちに会長候補者に連絡し、承諾を得る。
- (8) 会長候補者はアルファベット順とし、その旨記載する。
- (9) その他、決定に際し問題が生じた場合は理事会の決定に委ねる。

(会員による投票の実施)

第 17 条 『定款』第 15 条第 2 項に定められた会長に対する投票の実施作業は、次の手順により行なわれる。

- (1) 選挙管理委員会を改選前年度の 9 月に開催される理事会において設置する。選挙管理委員会は社員の中から選出された 5 名の委員により構成する。内 1 名を委員長、1 名を立会人とする。
- (2) 選挙管理委員会の業務は、会長選挙終了までとする。
- (3) 会長候補者は、選挙管理委員となることはできない。
- (4) 選挙管理委員会は、承諾された候補者のリストに基づき、投票用紙を作成する。
- (5) 候補者全員の氏名、勤務先、略歴を明示した資料を添付する。
- (6) 選挙管理委員会は、投票用紙、候補者紹介資料、投票用紙封入用封筒、郵送料受取人払いの手続きをとった返信用封筒を、一般会員に発送する。封入用封筒には何も記入しないように注意書きをする。
- (7) 開票作業に先立ち返信用封筒から封入用封筒を取り出す。

(開票・集計)

第18条 選挙管理委員会は投票結果を集計し、理事会に報告する。

- 2 開票に際し、疑義が生じた場合の取り扱いなど、開票に関する運営はすべて選挙管理委員会に一任する。

(得票結果の取扱い)

第19条 投票集計の結果、得票の最も多い者を会長とする。

- 2 得票が同数であった場合は理事を選挙人として決定の選挙を行い、この選挙の選出者を会長とする。
- 3 選挙管理委員会委員長は、選挙結果を会員に報告する。

(問題の処置)

第20条 本要領の実施にあたり問題が生じた場合は、理事会において審議し、その議に従い運用することとする。

(本要領の改廃)

第21条 本会長選挙内規の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

第3章 社員選挙

(社員選出)

第22条 本社員選出は『細則』第10条を実施するにあたり、定めたものである。

本部は、各支部の会員数をもとに社員数を割り振り、当該支部にその社員数を通知する。

2. 支部は社員推薦委員会を設置する。
3. 社員推薦委員会は割当人数分の推薦者リストを作成する。
4. 投票用紙に、推薦者名と信任・不信任を記述するスペース及び不信任の場合に推薦者を記述する自由記述欄を用意し、これを会員に送付する。
5. 会員は、記述された推薦者を推薦する場合は信任欄に記入する。推薦しない場合には不信任欄に記入し、さらに、自由記述欄に自分の推薦する者の氏名を記入できることとする。
6. 前項により、推薦委員会から推薦されたもの及び自由記述された氏名の両方を合計し、上位のものから割当人数分を支部推薦候補として本部に推薦する。
7. 本部は支部から推薦された者を社員総会にはかる。

第4章 大学英語教育学会賞

(社団法人大学英語教育学会賞選考内規)

第23条 社団法人大学英語教育学会細則第25条第5項により大学英語教育学会賞（以下、「本賞」）の授賞に係わる内規を定める。

(賞の種類)

第24条 本賞は、学術賞、新人賞、実践賞の3つから成る。

2. 学術賞は、推薦時までの約1年間に公刊された、英語教育に関連した分野における高度な学術研究について与えられる。
3. 新人賞は、本学会の前年度全国大会における研究発表・実践報告及び本学会紀要に発表された優れた研究または実践について与えられる。
4. 実践賞は、大学、短期大学、または高等専門学校等における英語教育で顕著な成果を挙げた実践について与えられる。

(授賞)

第25条 賞は、第27条の成果を収めた個人または団体に対して、学会内に設置する大学英語教育学会賞選考委員会（以下、選考委員会という）の選考を経て、理事会が決定し、全国大会で授賞する。

2. 授賞は、原則として各賞について年度ごとに1件とする。
3. 受賞者に対しては、賞状とともに記念品を贈呈する。

(推薦)

第26条 受賞者の推薦は、各賞について本学会役員が推薦者及び資料を添えて選考委員会に対して毎年12月1日までにを行う。

(選考委員会)

第27条 選考委員会は、原則として、会長が理事会の意見を徴して委嘱する4名と、各支部及び本部から1名ずつ推薦される8名の計12名から構成される。

2. 委員長は選考委員の中から会長が理事会の意見を徴して委嘱する。
3. 委員長は委員会を招集し、これを主宰する。
4. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
5. 年度の途中で委員の委嘱を受けた者の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 その他

(改正)

第28条 この内規の改正は、理事会及び社員総会の議決を経なければならない。

附 則

1. この内規は、文部科学大臣の設立許可があった日(平成20年8月15日。以下「許可日」という。)から施行する。